

南九州市居宅介護(介護予防) 住宅改修費支給申請の手引き

令和4年3月作成

令和6年3月改定

南九州市 長寿介護課介護保険係

はじめに

介護保険における住宅改修費の支給は、福祉用具と併せて、居宅でサービスを受ける要介護(要支援)者の住環境を整えるサービスです。住宅改修は、利用者の住環境を整えることで、低下した身体機能を補うだけでなく転倒事故等による要介護度の重度化を防ぎ、住み慣れた自宅で自立した生活を送ることを可能とする重要な役割を持っています。

しかし、この制度は、リフォーム工事の補助金ではなく対象者個人の状況に対する保険の給付であり、改修の種類も限定され上限額は 20 万円と限られています。

そのため、対象外の工事や、申請書類の不備があると、書類の差替え等で着工が遅れ、場合によっては住宅改修費の支給に繋がらないこともあります。

この手引きが、皆様が介護保険住宅改修費の支給申請を行う際の一助となることを期待しております。

なお、住宅改修はそれぞれの居宅で実施する事業であり多様な状況が発生するため、取扱いが保険者の判断に委ねられている部分があります。この手引きで示されている内容は南九州市においての取扱いであり、他市町村においての取扱いとは相違する場合がありますのでご了承ください。

目次

1.事業の概要

2.住宅改修の計画

3.住宅改修の種類

4.住宅改修費の給付対象額

5.住宅改修費の支給申請

1.事業の概要

対象者	要介護，要支援の認定を受けている南九州市の被保険者です。 新規認定申請中に住宅改修することも可能ですが，介護認定結果が非該当となった場合は全額自費負担となります。
対象となる住宅	対象被保険者が主な生活の拠点として居住している住宅です。なお，実際に居住する住居の地番と住民票住所が異なる場合は居住状況を確認することがあります。
必要性について	対象被保険者の心身の状態や住宅の状況から現時点で生活に必要と認められ，重度化防止・自立支援に寄与する改修が給付対象となります。
対象となる住宅改修の種類	①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他上記①～⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 （平成 11. 3. 31 厚告 95「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」） ※個人の資産形成や資産更新につながらない比較的小規模な改修が対象となります。
住宅改修費の支給限度額	給付対象となる住宅改修にかかった実際の費用のうち，対象被保険者の負担割合額を除いた額を支給します。対象となる費用の上限額は同一住宅で 1 人につき 20 万円です。 （詳細は[4.住宅改修費の給付対象額]のページ参照）
住宅改修費の支給の申請	住宅改修費の支給を受けるには，改修を行う前に介護保険係に申請し承認を得る必要があります。 承認を受ける前に行った改修は給付対象となりません。 改修後にも申請を行い，改修前に承認を受けた内容どおりの施工が確認された後に支給が行われます。 （詳細は[5.住宅改修費の支給申請]のページ参照）

2.住宅改修の計画

【住宅改修の計画作成者】

介護保険住宅改修の計画書である「住宅改修に係る理由書」はケアプランの一部としてケアマネージャー等の**ケアプラン作成者が作成**します。(他の介護保険サービスを受けていないためケアプラン作成者がいない場合など、南九州市が認める有資格者が「住宅改修に係る理由書」を作成する場合もあります。)ケアプラン作成者がいる場合において、対象被保険者と施工業者だけで作成した計画は保険給付対象となりません。施工業者の方に住宅改修の相談があった場合は、必ずケアプラン作成者に連絡し、十分な打ち合わせを行ってください。

【住宅改修の計画の検討】

「住宅改修に係る理由書」も、他のサービスの計画と同様に、必ず作成者の専門家としての検討を経て作成されたものとなります。対象被保険者や家族の希望を取り入れつつ、利用者の自立につながるような改修計画が必要です。

計画作成の際は、利用者の日常生活動線の始点と終点を具体的に想定し、その間の身体状況から支障となる箇所について、施工業者や他のサービス提供者、作業療法士、理学療法士等の専門家に意見を求め、改善方法の検討を行うことになります。特に利用頻度が高いと考えられる、「排泄」、「入浴」、「外出」の動線については必ず検討し、必要と判断した場合は、対象被保険者や家族に対して提案や助言を行ってください。

なお、玄関と勝手口の2箇所の出入り口や屋内と屋外のトイレなど、同一の用途についての改修は基本的に対象となりません。十分な検討の結果、身体状況や生活様式上必要とされる場合は理由書に総合的状況などに明確に示してください。

保険給付には金額や内容に制限があるため、希望通りの住環境整備ができないこともあります。居室の変更や荷物の整頓による動線の見直し、他のリフォーム補助制度、自費での施工等、保険外利用についても併せて検討してください。

【施工業者との連絡・調整】

見積書は複数見積りを推奨しています。ケアプラン作成者が施工業者の紹介をする場合は、事業所や部材等について利用者が選択する機会を得ることができるよう、配慮をお願いします。なお、申請の際は最終的に選択した1社の見積りを提出してください。

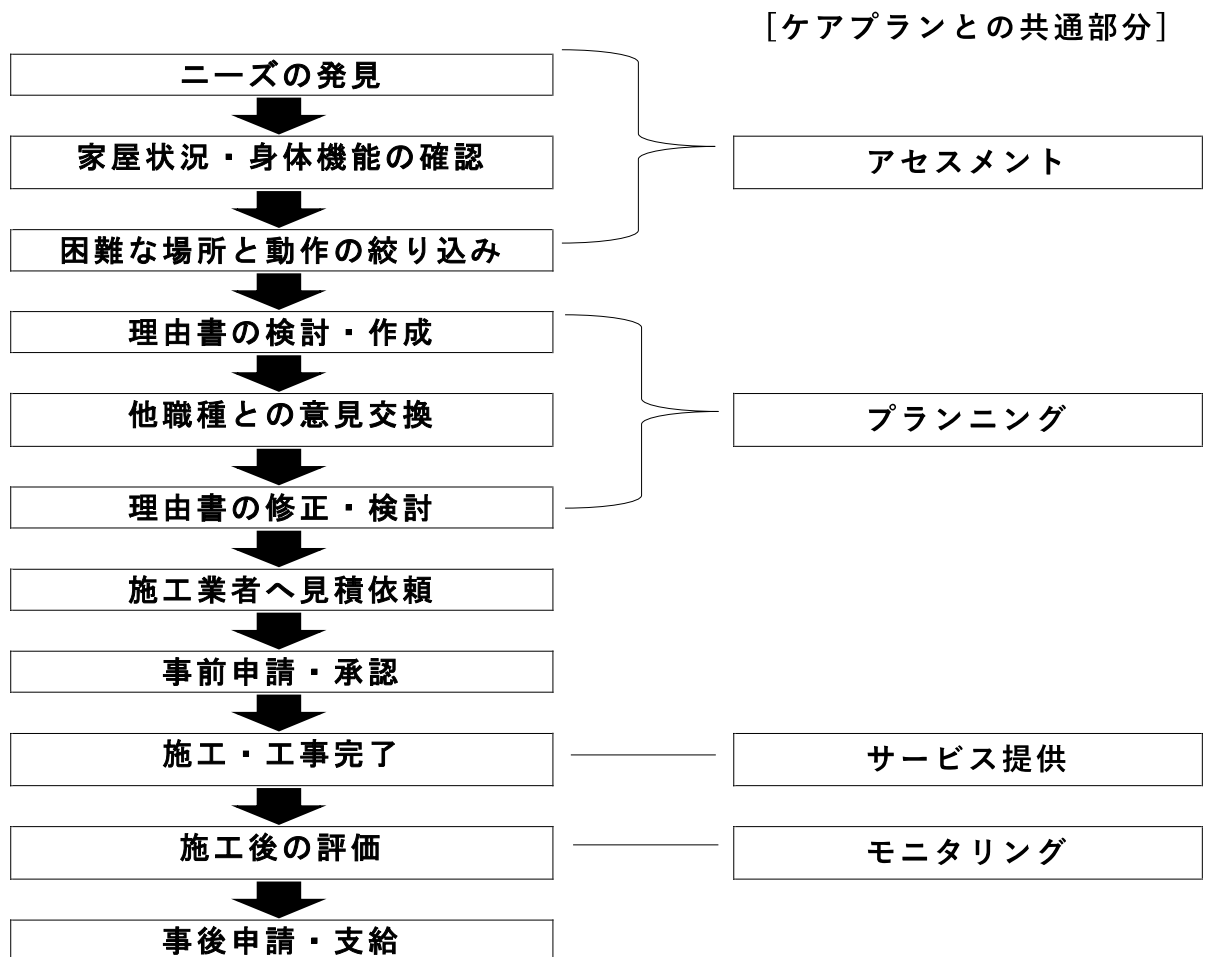
ケアプラン作成者は、施工業者に対して理由書を元に住宅改修の計画を説明し、計画内容を共有してください。

施工業者は、ケアプラン作成者に対して見積書や図面等を提供し、施工内容を説明してください。また、工事のスケジュール、経過等を連絡し、施工上、計画の変更が必要と判断した場合は、その時点でケアプラン作成者に必ず相談してください。

【住宅改修後の評価】

ケアプラン作成者は、住宅改修完了後に改修目的が達成できたかの評価を必ず行い、次のプランに反映してください。

【住宅改修計画の流れ】



3.住宅改修の種類

介護保険の給付対象となる住宅改修の種類及びその留意事項は次のとおりです。

①手すりの取付け

廊下，便所，浴室，玄関，玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動又は移乗動作に役立てることを目的として設置するものです。

原則として片側だけを給付対象とします。但し，麻痺がある，片側の腕しか力が入らない等，利用者の身体状況によって両側に手すりが必要な場合には「住宅改修に係る理由書」に理由を記載してください。

【事例】

給付対象となるもの	給付対象とならないもの
・手すりの新設 ・手すりの取替，移設 (身体状況に合っていない場合)	・福祉用具貸与の対象となる手すり ・手すりの機能外の付加部分 (紙巻器付き手すりの紙巻器部分等) ・扉や，家屋に固定されていない家具 への手すりの設置 ・施工について，メーカーの設置基準 に従っていないもの ・単なる汚損による取替え ・転落防止の柵

※次の事項に該当する場合は，計画にあたって十分な検討をお願いします。

・表面が金属の手すり設置(ステンレス製屋外手すり等)

日の当たる場所では夏場に高温になるため火傷することがあり，逆に日の当たらない場所では冬場に冷たく心臓の負担となることがあります。

・跳ね上げ，着脱式の手すり設置

使い方を誤ると可動部分を原因とする事故や故障が起こる可能性があります。説明書通りの操作を期待できる状況が必要です。

・壁付やL型以外の手すり端部

横手すりや階段手すりの端部が突き出している場合，衣類の袖口等に引っ掛かり転倒の原因となります。

・特殊形状の手すり

部材の特性と利用状況が合っていないと，使い難い場合があります。(楕円手すり，平手すり，ディンプル付き，クネット等)

・1本の手すりに複数のメーカーの部品が混在するもの

メーカー保証が受けられません。また，適正な設置基準が不明瞭になります。

②段差の解消

居室，廊下，便所，浴室，玄関等の各部屋間の床の段差や玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するものです。具体的には，敷居の撤去，スロープの設置，浴室の床のかさ上げ等を想定しています。また，昇降機，リフト段差解消機等の動力により段差を解消する機器は除きます。

【事例】

給付対象となるもの	給付対象とならないもの
・敷居の撤去 ・スロープの設置工事 ・浴室の床のかさ上げ ・居室，廊下のかさ上げ ・玄関上り框等の段差に踏み台を固定設置する工事 ・浴槽の取替え (またぎ高さ，浴槽深さ，浴室床と浴槽底の高低差が軽減される場合) ・段差の段数を増やして段の高さを軽減する工事 ・玄関から敷地外までの通路の敷石による凹凸をモルタル等で平坦にする工事 ・路面が傾斜しており車椅子等での通行に支障がある場合に路面を水平にする工事	・福祉用具貸与の対象となる「スロープ」又は特定福祉用具購入の対象となる「浴室すのこ」を置くことによる床段差の解消 ・段差解消を伴わない階段踏み面の拡張 ・踏み台を固定せず，置くことによる段差解消 ・昇降機，リフト段差解消機等の動力により段差を解消する機器 ・掘りごたつや床下収納を塞ぐ工事 ・破損や老朽化による段差の修繕 ・必要性の整合が取れない段差解消 (同一動線上の複数の段差において，段差解消の有無が有る等) ・浴槽を広くする目的での浴槽の取替え

※次の事項に該当する場合は，計画にあたって十分な検討をお願いします。

・居室や廊下の床のかさ上げ

敷居撤去やスロープ設置等で対応できない場合に限り，給付対象となります。

・浴室床かさ上げ

床をかさ上げすることにより浴室床と浴槽底の段差が大きくなると，浴槽出入り時にバランスを崩し転落しやすくなります。

・浴槽の取替え

浴槽の取替えが給付対象となるのは，浴槽の深さや浴室床と浴槽底の高低差等の段差解消の必要性がある場合です。浴槽を広くしたいという理由では，給付対象となる住宅改修の種類に該当しないため，給付対象になりません。

- ・浴室すのこを床材として利用することによる浴室床かさ上げ

住宅改修で利用するには、すのこを容易に取り外しができないよう、工事により固定する必要があります。

ただし、固定すると浴室床の清掃が難しくなり、衛生上の問題が生じることがあるため、特定福祉用具購入での利用をお勧めします。

- ・必要以上の幅員に対する段差解消

踏み台や通路においては通行に必要な幅員のみを面積按分して給付対象とします。南九州市においては、目安として、単独歩行で 800 mm，車椅子で 1000 mm 程度を認めています。但し、利便性や見栄えのためではなく、必要性が利用者の状況によって個別に判断します「住宅改修に係る理由書」に理由を記載してください。）

※スロープの留意点

屋外スロープの勾配は、歩行で 1 / 8 以下、車いすで、1 / 12（介助）～ 1 / 15（自走）が目安です。（建築基準法，新バリアフリー法による）

※建築基準法施行令

～階段に変わる傾斜路は

①勾配は、1 / 8 をこえないこと。

②表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

このため、南九州市では健常な介助者の元でも勾配は 1 / 8 以下であることを必須とします。

- ・事前申請では、平面図，写真等で勾配がわかるものを提出してください。
- ・完了時には高さとしにスケールを当てた写真を提出してください。

ただし、室内で使用するミニスロープ（擦り付け板）については、利用者の身体状況や環境に合った勾配を検討し、必ずしも 1 / 8 以下としなくてもよいとします。

③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きからフローリング材，浴室においては床材の滑りにくいものへの変更，通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を想定しています。

【事例】

給付対象となるもの	給付対象とならないもの
・ 畳から板製床材，ビニール製床材等への変更 ・ 浴室床材を滑りにくい床材に変更 ・ 屋外通路を滑りにくい舗装材に変更 ・ 階段への滑り止め材の固定設置 ・ 滑り止め剤の塗布	・ 老朽化による床材の張り替え ・ 破損による床材の張り替え ・ 転倒時のけが防止を理由とする柔らかい床材への変更 ・ 浴室用すべり止めマットの設置 ・ 取り外すことを前提として簡易に設置するもの ・ 木製板材から木製板材への張り替え

※次の事項に該当する場合は，計画にあたって十分な検討をお願いします。

・ 滑り止めテープの貼付け

十分な耐久性があるか確認が必要です。

・ 必要以上の幅員に対する床材変更

通路においては通行に必要な幅員のみを面積按分して給付対象とします。南九州市においては，目安として，単独歩行で 800 mm，車椅子で 1000 mm 程度を認めています。（利用者の状況により個別に判断しますので，目安を超える場合は理由書の中で必要性を明記してください。）

④引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸，折戸，アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか，扉の撤去，ドアノブの変更，戸車の設置等も含みます。但し，引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は，自動ドアの動力部分の費用は，保険給付の対象となりません。

【事例】

給付対象となるもの	給付対象とならないもの
・ 開き戸から引き戸，折戸，アコーディオンカーテンへの取替え ・ ドアノブの変更(玉ノブをレバー式等に変更) ・ 戸車，レールの設置，取替え ・ 扉の吊り位置変更 ・ 扉位置の変更 ・ 扉の撤去 ・ 門扉の取替え	・ 引き戸への変更の際に自動ドアにする場合の動力関係部分 ・ 引き戸等の新設 ・ 老朽化による取替え，修理 ・ 直接本人が使用しない扉 ・ 破損による怪我を防ぐための扉ガラス部分の材質変更

※次の事項に該当する場合は，計画にあたって十分な検討をお願いします。

・ 重い引き戸から軽い引き戸への変更

他に方法がない場合のみ給付対象となります。

・ 扉位置の変更(見かけ上の新設)

生活動線の変更等により扉位置を変更する際に，元の扉位置をふさがない場合は扉の新設と見なされるので，給付対象にはなりません。

ただし，元の扉位置をふさぐ工事を行わないことで費用が低く抑えられる場合に給付対象とできる場合があります。その際には生活動線として元の扉を利用しなくなる状況が明確に示される必要があります。

⑤洋式便器等への便器の取り替え

和式便器から洋式便器等への便器の取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合を想定しています。

和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている一体式の洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能の付加は含まれません。また、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗式洋式便器に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化にかかる部分の費用は、保険給付の対象となりません。

【事例】

給付対象となるもの	給付対象とならないもの
・和式便器から洋式便器（一体型として洗浄機能等が付加されたものを含む）への取替え ・既存の便器の位置や向きの変更	・特定福祉用具購入の対象となる「腰掛便座」を置くことによる設置 ・洋式便器の便座を洗浄機能等が付加された便座へ取替えるもの ・水洗化又は簡易水洗化にかかる費用 ・洗浄便座一体型便器設置に伴う給排水、電気工事

※次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

- ・和式便器から洋式便器への取替えの際、洗浄機能等が付加された便座を選択するもの

洗浄機能等が身体状況から必要な場合に限り一体型便器とみなします。

- ・トイレの移設に伴い和式便器を洋式便器に取替える場合

便器及びその設置費用のみ給付対象となります。元のトイレが残る場合は取替えではなく新設となるので給付対象となりません。

⑥前述①～⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

住宅改修に付帯して行われる施工事例として多いものを例示しました。これらに該当しない工事が発生する場合は住宅改修の計画の検討の段階で御連絡ください。

【事例】

給付対象となるもの	給付対象とならないもの
(1)手すりの取付け ・手すりの取付けのための下地補強 ・既存手すりの撤去費 （付替え・移設の場合）	
(2)段差の解消 ・浴室の床の嵩上げに伴う排水設備工事 ・浴室の床の嵩上げに伴う水栓の移設工事 ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする立ち上がりの設置	・浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー水栓の設備工事
(3)床又は通路面の材料の変更 ・床材の変更のための下地補強・根太補強 ・通路面の材料の変更のための路盤の整備	
(4)扉の取替え ・扉の取替えに伴う壁・柱の改修工事	
(5)便器の取替え ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化・簡易水洗化工事は除く） ・便器の取替えに伴う床・壁の解体・修復工事（天井を除く。また、単に不便という理由での壁の解体や、間仕切りの撤去は不可。）	・電気工事（コンセントの新設） ・トイレ工事に伴うタオル掛け・紙巻器等の付替え

4.住宅改修費の給付対象額

◎給付対象額と給付額

住宅改修費は、南九州市が必要であると認めた住宅改修にかかった実際の金額(以下、給付対象額)のうち、被保険者負担割合を控除した介護保険給付割合分を給付します。

【例】20万円が給付対象額の場合

① 被保険者負担割合	② 介護保険給付割合 [1－①]	③ 給付額 [給付対象額×②]	④ 自己負担額 [給付対象額－③]
1割	9割	180,000円	20,000円
2割	8割	160,000円	40,000円
3割	7割	140,000円	60,000円

※給付額の算定で出た端数は切り捨てられますので、自己負担額は切り上げになります。受領委任払いでの請求の際は注意してください。

なお、保険料滞納による給付制限(7割又は6割給付)は、住宅改修費の給付にも適用されます。

給付対象額の上限は、同一住宅において1人につき20万円です。

給付対象額が20万円以下の住宅改修を行った場合は、残額分を次の住宅改修時に利用できます。(例えば、初回の住宅改修時の給付対象額が15万円だった場合、次の住宅改修時には5万円が給付対象額の上限となります。)

なお、被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族などによって住宅改修が行われる場合は材料費のみが給付対象額の対象となります。

◎給付対象額の特例

給付対象額の上限には以下のような特例があります。

①3段階リセット

最初の住宅改修から要介護度が著しく重くなった場合、給付対象額の上限が20万円に戻ります。この例外は同一住宅、同一要介護者について一度だけ適用されます。

初回の住宅改修時の要介護区分	追加の住宅改修時の要介護区分
要支援1(H18以前は要支援)	要介護3以上
要支援2・要介護1	要介護4以上
要介護2	要介護5

例) 要介護1(20万円利用)→要介護3(利用不可)→要介護4(20万円利用可)

要介護1(10万円利用)→要支援1(10万円利用)→要介護3(利用不可)

要介護1(20万円利用)→要介護4(改修せず)→要介護3(利用不可)

②転居リセット

転居した場合は給付対象額の上限が 20 万円に戻ります。但し、住宅改修費の支給を受けた後に他の家屋へ転居し、その後、元の家屋に再び転居した場合は、元の家屋の給付対象額の上限が適用されます。

例) 住所 A (20 万円利用) → 住所 B (20 万円利用) → 住所 C (20 万円利用可)

住所 A (20 万円利用) → 住所 B (15 万円利用) → 住所 A (利用不可)

住所 A (15 万円利用) → 住所 B (10 万円利用) → 住所 A (5 万円利用可)

※①②とも、残金があっても、上限額は一律 20 万円となります。

5.住宅改修費の支給申請

事前の申請で改修内容について承認を受けた後、住宅改修を行い、事後に実際の改修費用の支給を申請することになります。**事前申請の承認を受ける前に施工を行った場合は、住宅改修費の支給対象となりません。**

南九州市の事前申請では、事後に提出する申請書に必要な事項を記入して提出し、介護保険係で審査し承認したものに「事前審査済」の受付印を押印して提出者にお返ししますので、事後申請にはこの申請書で申請してください。

◎変更等について

事前申請で承認を得た内容に変更が必要な場合は、変更箇所の施工前に、変更申請を行い承認を受ける必要があります。**承認を受けず施工内容を変更した場合は、給付対象となりません。**

また、入院等で着工日が予定から大幅に遅れる場合について、事前申請承認の有効期限は設けていませんので、在宅に戻られるなど必要になる段階で着工して構いませんが、利用者の状態変化によって計画を検討し直した場合は、再度事前申請を提出してください。

なお、事前申請の承認後に住宅改修を行わないことになった場合、南九州市では取り下げ等の手続きは必要ありません。

上記の場合を含め、工事内容、工期などに変更がある場合には早い段階で御連絡ください。

◎償還払いと受領委任払い

住宅改修費の申請は、原則「償還払い」ですが、南九州市では要綱を定めて「受領委任払い」での申請制度を設けています。

「償還払い」

利用者は、住宅改修にかかった費用の全額を事業者支払い、その後、南九州市が利用者へ保険給付対象となる費用の給付割合分を支給します。

「受領委任払い」

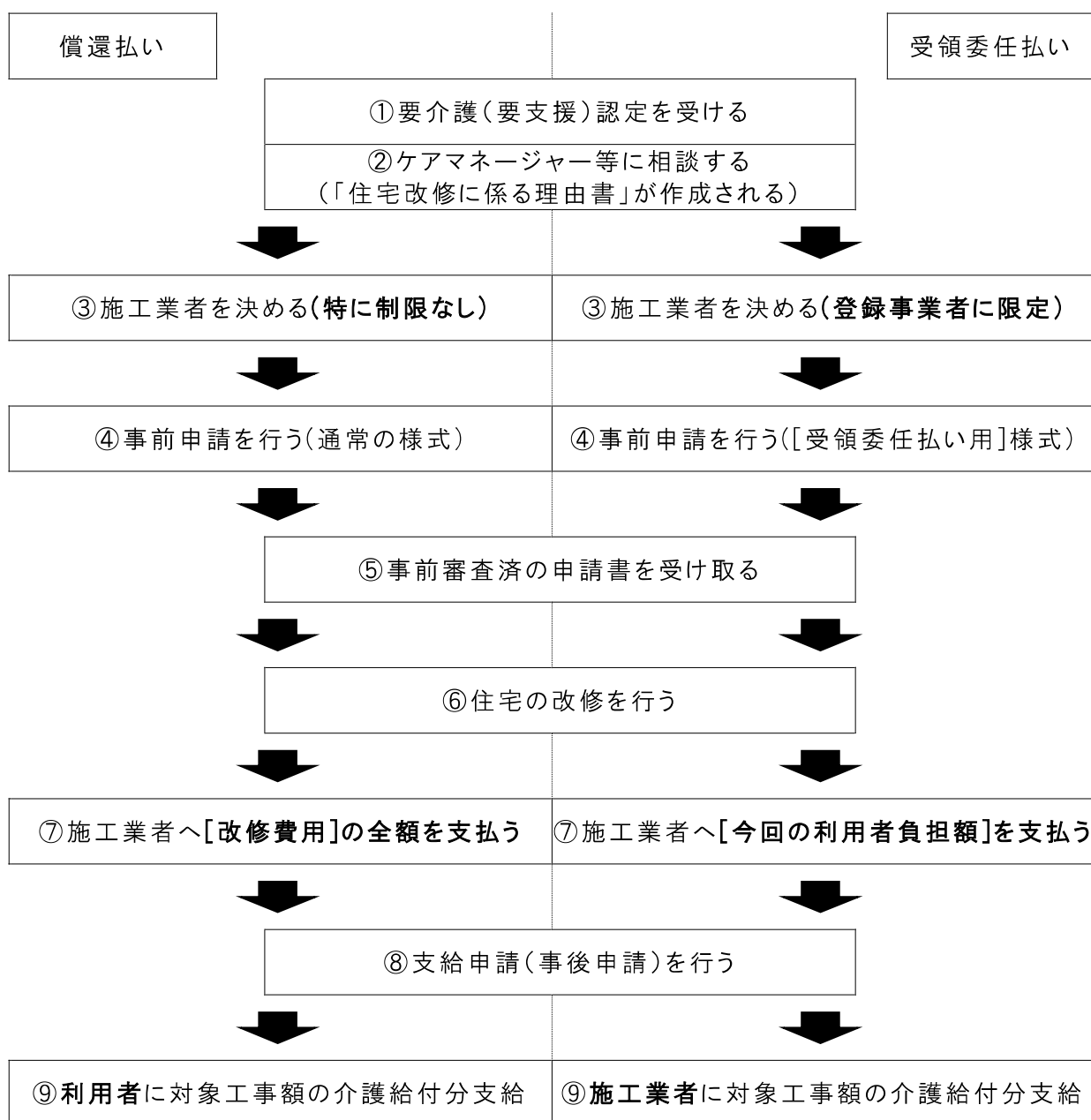
利用者は、保険給付対象となる費用のうち、介護保険負担割合証に記載のある割合(1～3割)[利用者負担分]を施工業者へ支払い、保険給付の受領を施工業者へ委任し、南九州市が施工業者口座へ給付分を支給します。

受領委任払いは事前に登録された施工業者について適用されますので、施工業者が登録事業者であるか確認してください。

※事前申請後に支払い方法を変更することはできません。

※認定申請中で要介護度等が未定の場合（非該当になる可能性あり）や入院中で退院前に工事が必要な場合（死亡，施設入所により利用しない可能性あり）は，給付対象外で自費負担となることがあるため，償還払いでの手続きを進めるのが適切です。

住宅改修費支給までのフローチャート



【事前申請時に必要な書類】（「８申請書記載例等」も確認してください）

書類	留意事項
申請書	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ・支払い方法【償還・受領委任】により申請書の様式が異なります。（受領委任は申請書右上に（受領委任払い用）と記載あり。） 支払い方法は申請途中で変更できませんので注意してください。 ・申請書の様式は、最新のものを利用してください。 ・申請者氏名欄は印字せず署名してください（申請者承諾のもと代理署名可）。 ・事前申請時に着工予定日・改修費用は記入してください。 着工日・完成日・申請年月日は記入しないでください。
住宅改修に係る理由書	・被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載したものととなります。 ・通常、ケアプランの中の、住宅改修に係る部分として作成されます。
ケアプラン	・ケアプランが作成されている方については第１～３表の写しをつけてください。
見積明細書	・改修費用の根拠として内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものととなります。 ・支給対象外工事を含んでいても構いませんが、その場合、対象となる部分を判別できるように、内訳を記載してください。 ・提出する見積明細書は、対象被保険者が受け取ったコピーでも構いません。 ・消費税を計算した後の値引きは認められません。
図面	・平面図等により、改修前後の状態や、想定した動線の始点や終点がわかるよう作成してください。 ・手すりや長さや取り付け位置が確認できるよう記載してください。 ・床材の変更や嵩上げは、改修箇所の寸法を記載してください。 ・部屋の名称は「住宅改修にかかる理由書」、「見積明細書」と一致するようお願いいたします。 ・既設手すり等がある場合は、記載をお願いします。
工事前写真	・改修場所や、改修が必要な状態が分かるよう撮影してください。 ・段差解消や、便器の取り替えなど、高さの変更がポイントになる場合は、スケールをあて改修前の状態が分かるよう撮影してください。 ・改修後の写真と比較することや「住宅改修に係る理由書」の内容を考慮して撮影してください。 ・A４の用紙に出力してください。サイズはL判程度が目安です。 ・写真には撮影日を入れてください。日付が入らないものは工事用の黒板等を使い撮影日が分かるようにしてください。
承諾書 ※必要時のみ	・住宅の所有者が対象被保険者本人ではない場合は、住宅の所有者の承諾書を添付してください。配偶者の場合は提出を省略できます。 ・住宅の所有者が死亡している場合、実質的な所有者が被保険者の場合は提出を省略できます。実質的な所有者がその他の同居家族の場合はその方から承諾書をもってください。
委任状 ※必要時のみ	・償還払いで本人が振込用口座を持たない場合、家族等へ受け取りを委任します。

【事後申請時に必要な書類】（「８申請書記載例等」も確認してください）

書類	留意事項
申請書	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ・事前申請を受け、「事前審査済」の受付印が押された申請書で申請してください。 ・着工日、完成日、申請年月日は必ず記載してください。 ・申請者は、対象被保険者本人となります。（事後申請時に本人が死亡している場合は、相続人が申請者となります。その場合、別途書類が必要になりますので、介護保険係にご連絡ください。）
請求明細書	・実際に行った改修費用の内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。 ・事前申請で提出し承認を受けた明細書と同じ内容になります。
工事後写真	・改修箇所の位置や、改修後の状態が分かるよう撮影してください。 ・できるだけ改修前の写真と構図をそろえて撮影してください。 ・手すりや踏み台の写真は、固定部をはっきり写してください。手すりは部材種別や数量を確認しますので、長尺で見切れる場合は、始点・終点・全体が分かるよう複数枚に分けて撮影してください。 ・段差解消や便器の取り替えなど、高さの変更がポイントになる場合は、スケールをあて、改修後の状態が分かるようにしてください。 ・A4の用紙に出力してください。1ページの枚数は問いませんが、写真サイズはL判程度が目安で、必要な項目が確認出来るようにしてください。また、改修前の写真と比較しやすいよう配置してください。 ・写真には撮影日を入れてください。日付が入らないものは工事用の黒板等を使い撮影日が分かるようにしてください。
領収書	・領収書の宛先は対象被保険者のフルネームを記載してください。（領収時点に本人が死亡している場合は、相続人のフルネームを記載してください。） ・施工業者の代表者印、又は会社印及び担当者印を押印してください。 ・住宅改修をしたことが分かる但し書きを記載してください。 ・収入印紙には割り印を入れてください。 ・明細書に無い値引きをしないでください。

6.標準審査期間等

事前申請受付日から事前承認までの標準審査期間は7日間です。(受付日は含まず開庁日のみ数える。)ただし、家屋調査が必要と判断した場合や書類差替えがあった場合はこの限りではありません。

事後申請は受付月の翌月を給付決定月として処理を行い、給付決定月の末日から2日前の日を目安に口座振替にて支給します。ただし、区分変更申請中の方などは要介護度等が確定後に給付決定となり、支給が遅れる場合があります。

なお、書類に不備があった場合はこの限りではありません。

7.住宅改修費における介護給付適正化について

南九州市では、適正な住宅改修の給付を行うため、介護給付適正化事業の中で、住宅改修費の適正化事業を行っています。

申請内容を審査する上で、適正に計画がなされているか確認するために書類の提出や内容説明を依頼することがあり、場合により助言、指導を行います。

また、住宅改修を行う利用者の自宅に訪問調査を行うことがあります。この場合、ケアプラン作成者や施工業者にも立ち合いをお願いすることもありますので、ご協力をお願いします。

8.申請書記載例等

申請書等の様式については、最新のものを確認し使用してください。

様式は、文言や項目を変更せず、配置を大幅に変更しなければ、事業所での事務が容易になるよう作成したものでも構いません。

様式については、介護保険系の窓口で配布するほか、南九州市のホームページでもダウンロードできます。南九州市のトップページから入る場合は、下記を参照してください。

http://www.city.minamikyushu.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/hoken_nenkin/3/3834.html

ホーム>くらし・手続き>保険・年金>介護保険>介護保険の住宅改修

支給申請書記入例

事前申請時

第1号様式（第5条関係） 事前申請日 R4年 4月 1日

南九州市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）

フリガナ	ミナミ クスヨ	保険者番号	4 6 2 2 3 4
被保険者氏名	南 九州代	被保険者番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
生年月日	S16年 1月 1日生	個人番号	
住 所	南九州市 川辺町平山 3234 番地	配偶者の死亡後など所有住宅者が未定の時は実質的な所有者を記載してください。	
住宅の所有者	南 九州男	本人との関係	夫
改修内容・箇所及び規模	玄関に踏み台、手すり設置 トイレに手すり設置 風呂場に手すり設置（2箇所）	大まかな改修内容について記載してください。	
着工予定日	R4年 4月 15日	着工日	年 月 日
完 成 日	年 月 日	住宅改修に要する費用	50,000円

南九州市長 様
上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。
また、当該申請に係る介護給付費の受領について、下欄の登録事業者に委任します。
R4年 4月 1日

この申請書による上記被保険者の保険給付費の受領権限について、当事業者が受任することに同意します。
給付費については、事業者登録時に指定した口座へ振り込んでください。

登録事業者（受任者）	住 所	南九州市知覧町郡 6204 番地	電話番号 0993-83-2511
同意欄	事業所名	南九州メディテック	
	代表者氏名	代表取締役 川辺 顕桂太郎	

・この申請書に、以下の書類を添付してください。
(改修前) ・工事見積書 ・平面図 ・理由書 ・改修前の写真(日付入) ・ケアプラン
・所有者の承諾書(本人・配偶者以外が所有者の場合)
(改修後) ・改修前の書類 ・領収書 ・工事内訳書 ・平面図 ・完成後の写真(日付入)
・事前審査の終わっていない改修は支給できません。

市記入欄

資格・認定状況	☐ 1号 ☐ 2号	☐ 要支援 () ☐ 要介護 ()	負担割合 ()
認定有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
入 院 等	・在宅 ・認定申請中 ・入院/入所 ()		
保険料納付状況	未納保険料 (有・無) 滞納保険料 (有・無)		
備考	現在までの住宅改修 () 円・なし	今回支給額	担当印
	今回支給額 × =		
	住民票上住所と ☐ 同じ ☐ 異なる		

登録事業者名を記載してください。事業所支店名や代表者肩書きまで確認をお願いします。

事後申請時

第1号様式（第5条関係） 事前申請日 R4年 4月 1日

南九州市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）

フリガナ	ミナミ クスヨ	保険者番号	4 6 2 2 3 4
被保険者氏名	南 九州代	被保険者番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
生年月日	S16年 1月 1日生	個人番号	
住 所	南九州市 川辺町平山 3234 番地	事前確認後に審査済印が押印された申請書で申請すること。	
住宅の所有者	南 九州男	本人との関係	夫
改修内容・箇所及び規模	玄関に踏み台、手すり設置 トイレに手すり設置 風呂場に手すり設置（2箇所）	事後申請時に着工日と完成日を記入	
着工予定日	R4年 4月 15日	着工日	R4年 4月 16日
完 成 日	R4年 4月 17日	住宅改修に要する費用	50,000円

南九州市長 様
上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。
また、当該申請に係る介護給付費の受領について、下欄の登録事業者に委任します。
R4年 4月 20日

この申請書による上記被保険者の保険給付費の受領権限について、当事業者が受任することに同意します。
給付費については、事業者登録時に指定した口座へ振り込んでください。

登録事業者（受任者）	住 所	南九州市知覧町郡 6204 番地	電話番号 0993-83-2511
同意欄	事業所名	南九州メディテック	
	代表者氏名	代表取締役 川辺 顕桂太郎	

・この申請書に、以下の書類を添付してください。
(改修前) ・工事見積書 ・平面図 ・理由書 ・改修前の写真(日付入) ・ケアプラン
・所有者の承諾書(本人・配偶者以外が所有者の場合)
(改修後) ・改修前の書類 ・領収書 ・工事内訳書 ・平面図 ・完成後の写真(日付入)
・事前審査の終わっていない改修は支給できません。

市記入欄

資格・認定状況	☒ 1号 ☐ 2号	☐ 要支援 () ☐ 要介護 ()	負担割合 (1)
認定有効期間	R3年 8月 1日 ~ R4年 7月 31日		
入 院 等	・在宅 ・認定申請中 ・入院/入所 ()		
保険料納付状況	未納保険料 (有・無) 滞納保険料 (有・無)		
備考	現在までの住宅改修 120,000 円・なし	今回支給額	担当印
	(残 80,000 円)		
	今回支給額 × 0.9 =		
	住民票上住所と ☒ 同じ ☐ 異なる		

事前申請時に情報を記入しています。工事残額などはよく確認してください。

【住宅改修にかかる理由書】記入例

住宅改修が必要な理由書(南九州市) その1

基本情報

被保険者番号

9999999999

年齢

81歳

生年月日

昭和16年1月1日

性別

男

被保険者氏名

南九州代

要介護認定

要支援

要介護

(該当)

1・2

3・4・5

利用者へ説明した日を記入

上段に依頼した事業所数、下段に実際施工する業者名を記入

その施工業者を選定した理由を記述。

現地確認日

令和5年10月10日

居宅介護支援事業所等名

かまふた居宅介護支援事業所

施工業者

複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう利用者へ説明
(R4年3月21日)

依頼した事業所
(施工業者名)
南九州メディテック

2社

(選定理由)
見積価格も安く、以前から福祉用具貸与で利用している事業所で、信頼できる事業所として利用者が選択した。

確認日

年 月

氏名

福祉用具について、住宅改修前の利用状況と改修後の想定される利用状況を確認してください。
(例：住宅改修で手すりを設置することによりレンタル手すりを利用しなくなる場合は、改修前のみチェックを入れる。)

住宅改修前・一部は改修後

改修前

改修後

○車いす

☐

☐

○特殊寝台

☐

☐

○床ずれ防止用具

☐

☐

○体位変換器

☐

☐

○手すり

☒

☐

○スロープ

☐

☐

○歩行器

☐

☐

○歩行補助つえ

☐

☐

○認知症老人徘徊感知機器

☐

☐

○移動用リフト

☐

☐

○腰掛便座

☐

☐

○特殊風呂

☐

☐

○入浴補助用具

☐

☐

○簡易洗濯機

☐

☐

○その他

☐

☐

その他の欄は、住宅改修に関連した介護保険給付対象外の福祉用具を記入してください。

総合状況

利用者の身体状況

住宅改修の必要性についての身体的な根拠となります。
病歴や入退院、身体状況(認知症の進行、可動域制限等)、立ち上がりや踏み動作、屋内外の移動(伝い歩き、杖歩行、車椅子自走等)といった生活動作の状況について記述してください。

介護状況

介護サービスやそれ以外のサービス利用状況、家族介護の状況等を記載します。
同居家族については家族介護の状況などを記載してください。通院等、外出状況についても、改修目的の根拠となりますので記載してください。

住宅改修により、利用者等は日常生活のどう変えたのか

利用者の希望をそのまま書くのではなく、利用者の希望を受けて、上記の内容、住宅の状況等を踏まえ、作成者がどの生活動線の不具合をどのように改善したいかを記述してください。
また、これまでの生活歴を踏まえ、どのように社会参加したいかなども記述してください。
なお、通常と異なる改修(玄関と勝手口の改修、両側に手すりを設置するなど)を行う場合は、その検討の記述をお願いします。

住宅改修が必要な理由書(南九州市) その2

[illegible]

「住宅改修に係る理由書」作成の留意事項

理由書の作成者

南九州市では、基本的に居宅サービス計画等を作成する(予定を含む)介護支援専門員及び地域包括支援センターの職員が「住宅改修にかかる理由書」を作成しますが、作業療法士、福祉住環境コーディネータ検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者についても作成者として認めています。

しかし、基本的に「住宅改修にかかる理由書」の作成はケアプラン作成者の本来業務であり、住宅改修の計画についての最終的な責任はケアプラン作成者にあります。

ケアプラン作成者がいる場合に、やむをえずそれ以外の有資格者が作成する場合は、ケアプラン作成者と十分に連絡調整を行ってください。

1 ページ目

＜基本情報＞

利用者欄は、被保険者証を確認し、記載してください。

「被保険者番号」

10桁の番号を記載します。2号被保険者で新規申請中の場合は、未だ被保険者証が無い場合空欄となります。

「要介護度」

理由書作成日の状況を記載してください。新規申請中等、不明の場合は空欄となります。新規、更新申請中の場合はその旨、記載してください。

「住所」

被保険者証の住所を確認し記載してください。建物名称や地番の枝番、アパート等の部屋番号も省略せず記載してください。

※Word等で作成された書式で、「要介護度」の数字と「男・女」に図形で○を重ねる場合、編集画面と印刷画面で位置がずれている場合がありますので注意してください。

施工業者欄

介護保険における住宅改修では、複数の施工業者に見積りを依頼し、比較・検討したうえで1社選ぶことが推奨されているので、「**複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう利用者へ説明**」する必要があります。説明日を記載してください。

「依頼した事業所」「施工業者名」「選定理由」

見積りを依頼した事業所数と施工業者名、選定理由を記入してください。説明をしたが、利用者の意向で1社のみの見積り可としますが、その際は「選

定理由」にその理由を記載してください。

例：近隣の事業所でなじみがあるため、

福祉用具貸与利用中で利用者が信頼しているため、など

＜総合的状況＞

住宅改修のためのアセスメントになります。利用者・家族の生活状況や生活上の希望について総合的に把握します。

「利用者の身体状況」

住宅改修の必要性についての身体的な根拠となります。

病歴や入退院、身体状況（認知症の進行、可動域制限等）、立ち上がりや跨ぎ動作、屋内外の移動（伝い歩き、杖歩行、車椅子自走等）といった生活動作の状況について記述してください。

「介護状況」

どのように介護を受けているかで必要な改修内容も異なります。

介護サービスやそれ以外のサービス利用状況、家族介護の状況等を記載します。

同居家族については家族介護の状況や、住宅改修の承諾書省略の条件の目安にもなりますので、必ず記載してください。通院等、外出状況についても、改修の目的の根拠となりますので記載してください。

「住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたいか」

利用者の希望をそのまま書くのではなく、利用者の希望を受けて、上記3項目の内容、住宅の状況等を踏まえ、作成者が、どの生活動線の不具合をどのように改善したいかを記述してください。

なお、同一用途箇所の改修や両手すりの設置など基本的に支給対象とならない改修を実施とする場合は、利用目的や利用者の身体状況などその必要性を明確に示してください。

また、今回の改修で対応しない日常生活動線がある場合や、通常と異なる改修（跳ね上げ手すり、床面のかさ上げ等）を行う場合は、その検討（排泄の動線は既設手すりがあり今回の改修は不要、等）の記述をお願いします。

「福祉用具の利用」

本人の身体状況から利用している福祉用具は、介護保険での利用分に限らずチェックを入れます（1本杖等）。手すりについては、工事により家屋に固定されているものはチェックを入れません。改修前、改修後の欄は、それぞれの時点での利用状況を考えチェックを入れます。（例：住宅改修で手すりを設置することによりレンタル手すりを利用しなくなる場合は、改修前のみチェックを入れる。）

2 ページ目

住宅改修の具体的な計画になります。

1 ページ目の「住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたいか」をふまえて、生活動線上の場所、動きを改修箇所ごとに、具体的に記述してください。

複数の動線に関連する箇所は、1つの動線についてのみ具体的に記述し、他は「～と同様」程度の記載でも構いません。（例：寝室から洗面所までは排泄と同様）

それぞれの活動の分類

「排泄」

排泄を目的とした寝室等の居室とトイレ間の移動や、トイレ内での動作について記載します。

「入浴」

入浴を目的とした寝室等の居室と浴室間の移動や、浴室内での入浴動作について記載します。入浴の目的でなければ、浴室や脱衣所までの移動があってもこの欄には記載しません。

「外出」

外出を目的とした、寝室等の居室から敷地外までの移動について記載します。

敷地外への移動が目的でなければ、この欄には記載しません。また、通院の為等、日常の動線として外出が必要な理由も記載してください。

「その他の動作(行為)」

上記、3つのどれにも該当しない目的の場合に記載します。

4つの活動分類別に具体的な課題と改修による効果をまとめていきます。

① 改善しようとしている生活動作

チェックを入れることで、動線のどこに支障があるか確実に把握します。

② ①の具体的な困難な状況

①の困難な状況を具体的に記述することで改修目的を明確にします。

（例：寝室からトイレまでの移動時に、トイレ入り口に2センチの段差があり、引きずり歩行のため、つまずき転倒しそうになる。）

③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修のコメント

困難な状況を住宅改修によりどのように改善するのか、チェックを入れることで、改修目的、期待効果を明確にします。これは、住宅改修後の評価の際、目的が達成できたかの判断基準にもなります。

具体的な困難な状況を、改修目的・期待効果に結び付ける改修内容と、それにより生活動作がどのように改善されるかを記述します。

(例：トイレ入り口にスロープを設置し、つまずき転倒を防止することで、安全にトイレの出入りができる。)

④ 改修項目

改修内容を工事の種類ごとに整理することで、住宅改修費の対象になるものとならないものを確認します。

改修の場所は、②や③の言葉と統一してください。どの場所の改修か判断できず、差替え依頼の原因となる場合があります。

(例：③「脱衣所入口に縦手すりを設置し～」→④×「廊下手すり」

○「脱衣所入口縦手すり」)

◆◇◆改修項目ごとのポイント◆◇◆

1.手すりの取付け

- ・②③「つかまるところがない→手すりで改善」というより、「ふらつき、痛み、膝折れ・・・など危険→手すりで改善」と身体状況を具体的に記載してください。
- ・③④利用者の動線、動作に基づく手すりの必要箇所（左右両側、縦横）がわかるように記載してください。

×トイレに手すり2箇所⇒○トイレ入り口に縦手すり、便器横壁面にL字手すり

2.段差の解消

- ・④段差を解消する手段（スロープなのか、敷居撤去なのか、床が上がるのか下がるのか、フラットになるのか・・・等）を明確に記載してください。

4.引き戸等への扉の取替え

- ・「扉の位置の変更」の場合、扉通過の必要性・動線がとれない現状・安全性に乏しい理由等を提示し、自立支援であることがわかる記載にしてください。

5.洋式便器等への便器の取替え

- ・現況のトイレの問題点をどう改善したいのか記載してください。

【住宅改修の見積様式の例示】

住宅改修の 種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称 (※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
				(材料費)						
				(施工費)						
				小計						
				諸経費						
				合計						
				消費税						
				総合計						

(※2) 名称：材料費、加工費、諸経費等を分けて記載すること

【引用】 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について(平成 30 年 7 月改正)

【「工事費積算書」「工事費内訳書」記載例】

厚生労働省例示を元にした介護保険対象部分以外の工事がある場合の書式例

全ての工事の内訳

● 給付申請に係る部品については、材料費（仕様を明記する）と施工費を適切に区分する。

● 材料名などは専門用語を避け、誰にでも分かりやすい表記にする（例：P B⇒石膏ボード、S U S⇒ステンレスなど）。

介護保険対象部分を明示する
（別紙に抜き出しても可）

対象部分を抽出する場合は、
その工事範囲を明示する。

部屋名	部 分	名 称	内 容（仕 様）	数 量	単 価	金 額	対 象 部 分		住宅改修の種類	算 出 根 拠
							数 量	金 額		
1階洋室	壁	既存壁撤去	石膏ボード厚12mm撤去	△ m ²	△△	△△△△	○	m ² 〇〇〇〇	(1)	手すり設置に係る対象部分を○m ² で算出
		下地補強および壁仕上げ	石膏ボード厚12mm、クロス貼り	□	□□	□□□□	○	m ² 〇〇〇〇	(1)	同上
	手すり	手すり	木製（金具ステンレス製）	○ m	〇〇〇	〇〇〇〇	○	m 〇〇〇〇	(1)	
		同取り付け工費		○	〇〇〇	〇〇〇〇	○	〇〇〇〇	(1)	
		1階洋室計				〇〇〇〇		△△△△	(1)	
1階和室・DK		既存壁・床撤去		1	式	△△△△	1	式 〇〇〇〇	(3)	対象(床)部分を大工手間比率2/3で按分
	床	フローリング張り	ナラ材厚13mm下地および木製巾木h=80共	□ m ²	□□	□□□□	□	m ² □□□□	(3)	
	壁	月桃紙	軸組み、下地(石膏ボード12mm)、	○ m ²	〇〇	〇〇〇〇				対象範囲を明示するのが困難な項目については按分をして、その根拠を示す。
	天井	木質ボード張り	〇〇製厚9mm、下地、回り縁共	○ m ²	〇〇	〇〇〇〇				
	家具・雑	カウンター収納棚	w=1800 h=900							
			両開き扉 ナラ突板フラッシュ、金物OS塗装共	○ m ²	〇〇	〇〇〇〇				
		1階和室・DK計				〇〇〇〇		△△△△	(3)	
	小 計					〇〇〇〇		□□□□		住宅改修の種類を明示する。
	諸 経 費			○ %		〇〇〇	○ %	△△△		
	合 計					〇〇〇〇		□□□□		
	消 費 税			5 %		〇〇〇	5 %	〇〇〇		
	総 合 計					〇〇〇〇		△△△△		

【引用】介護保険における住宅改修実務解説〔(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター〕

「工事費積算書」「工事費内訳書」作成の留意事項

平成 30 年 7 月 13 日付「『居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について』の一部改正について」が通知され、標準様式の提示と「材料費，施工費，諸経費等を分けて記載すること」が明記されました。

様式については[南九州市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払いに関する要綱]において標準様式を準用した様式を示していますが、必要な項目が記載できる任意の様式で構いません。

内容の記載については、以下の点に留意して作成してください。

①支給対象となる住宅改修に係る工事（手すり，床材，便器等）については、その仕様を明記します。工事ごとに、部屋名，部分（床・壁・天井・扉等），工事名称，内容（仕様），単価，数量等を区分して記載します。

②原則として材料費，施工費、諸経費を区分して記載します。施工費や諸経費は工事全体として積算してもかまいません。

※諸経費には、現場管理費用や設計費等が含まれます。申請に必要な書類作成費（平面図や写真代等）や申請代行手数料等の費用は支給の対象になりません。

※支給対象となる材料費は、使用したものに限りです。複数個セット等の部材も支給対象となるのはあくまでも使用した個数分となります。

③ 介護保険支給対象外の工事を同時に行う場合は、対象工事部分と区分して算出するか、対象部分を明示します。

※住宅の老朽化や物理的・化学的な摩耗や消耗，機器の故障，リフォーム等を理由とした工事は支給対象外となります。また，ケアマネジャーの理由書の下で保険者が被保険者の心身の状況等から必要であることを認めた工事が対象となりますので，改修の内容が介護保険の住宅改修の種類に当てはまっている場合であっても，理由書に指示がない場合は支給対象外となります。

※工事全体に対して施工費や諸経費，値引き等を積算している場合，対象外工事を含む場合は，それらも按分して対象額を算出します。

◆◇◆改修項目ごとのポイント◆◇◆

1.手すりの取付け

- ・手すりの長さで整合性のある材料であること。
- ・2個入の部材を1個しか使わない場合でも対象とできるのは1個となります。

指摘事例

- ・4 mの手すり棒を分ける見積もりだが余剰が出過ぎる
(2 m棒でも足りる)

2.段差の解消

- ・設置物、工事範囲のサイズを明確に記載してください。(平面図や写真への記入でも可。)
- ・同じ場所に2つの工事を行う場合でも、改修項目ごとに見積もりを記載すること。(例えば、階段を新設して手すりをつける場合は階段と手すりに分ける)

4.引き戸等への扉の取替え

- ・「扉の新設」の場合、「扉の位置の変更」と比較して低廉であることがわかるよう見積書が必要です。(明らかな場合を除く)

また、扉の取替えが対象ですので、既存の困難事項のある扉が無いのに新規の扉を設置することは対象外です。

5.洋式便器等への便器の取替え

- ・タンク分離型から一体型やタンクレス便器へ変更する場合はタンク撤去の費用が付帯工事となるので、積算書等にも「一体型」と記載するか、一体型商品であることがわかるカタログの写しを添付してください。

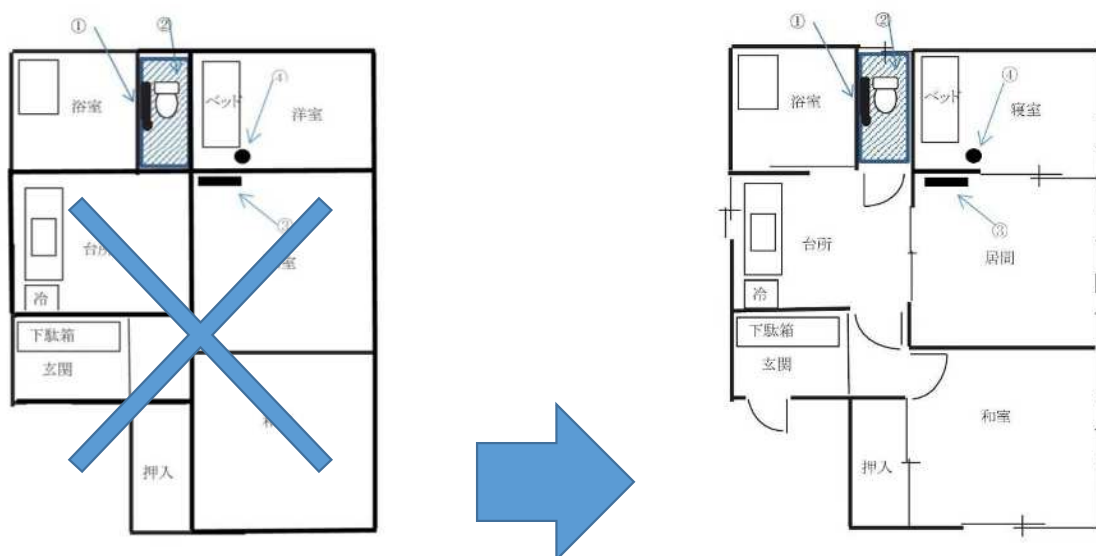
「図面」作成の留意事項

工事する階全体の平面図を作成してください。階段を工事する場合、その上下フロアの平面図も必要です。

また、外工事がある場合は、建物と敷地の出入り口位置がわかるようにします。

改修が必要な場所（理由書に関わる場所）については、動線が確認出来るように、部屋の用途（寝室・居室）やドア・浴室（浴槽）・トイレ（便器）等の位置や向きが分かるように作成してください。改修する部屋の用途については、理由書に記載した名称と一致するよう記載してください。

（×和室・洋室→○居間・寝室）



平面図の作成例

手すりや踏み台の設置など間取りの変更を伴わない改修については、積算書（見積）につける図面は内訳書（実績）図面と同一となる完成予定の図面で構いません。ただし、間仕切りの変更などで改修前後がわかりにくい場合は、積算書に改修前の平面図、内訳書に改修後の平面図を添付してください。

なお、必須ではありませんが、以前行った住宅改修についても、図面に記載してください。

※建築図面ほど厳密である必要はありませんが、生活動線の距離や改修箇所の間隔等を判断する根拠となりますので、柱間隔等を意識して作成して下さい。

◆◇◆改修項目ごとのポイント◆◇◆

1.手すりの取付け

- ・トイレや浴室に設置する場合，動作と関係する便器や浴槽の向きがわかるように記入してください。
- ・ドアの開閉部に設置する場合，ドアの開きがわかるように記入してください。

※写真で確認できないことがあります。

- ・屋内の階段手すりでは，その上下階の平面図が必要です。
- ・屋外の手すりでは屋内の間取りは不要ですが住宅の外形と玄関位置がわかるようにします。

2.段差の解消

- ・見積書や写真でサイズがわからない場合は平面図に記載してください。

4.引き戸等への扉の取替え

- ・理由書で確認できる動線がわかるようにします。どの部屋へ行くときにどのように開くのかわかるように，部屋の名称や開き戸などのドアの開きがわかるように記入します。

※写真で確認できないことがあります。

5.洋式便器等への便器の取り替え

- ・事前申請に添付する図面については，現在のトイレの向き・位置がわかるように記入してください。

※写真で確認できないことがあります。

【住宅改修費の申請に伴う添付写真】貼付用紙例

様式は任意ですが，おおむね下記の例示様式の様な項目を記載してください。

図面や積算書等の番号
と合わせてください。

被保険者氏名	被保険者番号	No.
改修箇所	工事種別	
改 修 前	撮影日	令和 年 月 日
寝室，廊下など改修する場所を記載 手すりの取付け，段差の解消などの種別を記載 撮影日は写真内にも必要です。		
改 修 後	撮影日	令和 年 月 日

- *写真はそれぞれ日付の入ったものとします。デット機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影してください。
- *平面図と見合わせて、明らかにその場所と判断できるものを添付してください。
- *改修前、改修後は同じアングルの写真を撮影してください。

住宅改修費の申請に伴う添付写真の留意事項

◆◇◆改修項目ごとのポイント◆◇◆

1.手すりの取付け

- ・設置する壁だけを写すのではなく、関係する周辺もわかるように撮影してください。（トイレの立ち上がりに必要な手すりなら端にトイレを写し込むなど）
- ・複数の手すりを1枚の写真にしない。（部材が見切れることが多い）
- ・段差昇降に必要な手すりの場合、原因となる段差がわかるようにしてください。（上がり框、敷居など）
- ・完了時は、見積書にある部材個数を確認できるように撮影してください。1枚で入りきらない場合は分割して撮影してください。

指摘事例

- ・横受けや下地のエンドカバーが写っていない
- ・角や上部の部材が見切れている
- ・小さすぎてジョイントの位置がわからない

2.段差の解消

- ・解消する段差が確認できるよう施工前後はスケール等を当てた写真を提出すること。
- ・踏み台等を固定している金具を写すこと。（施工後に見えなくなる場合は施工中の写真も添付。）

3.滑りの防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料変更

- ・部屋全体の床材を変える場合は、可能な限り床全面を撮影してください。（家具などある場合は施工直前によけてから撮影したものを完了時に添付します。）
- ・階段の滑り止めは各段の接地面がわかるように撮影してください。（分割でも可能）
- ・同じ場所に2つの工事を行う場合でも、工事ごとに撮影してください。（例えば、階段に滑り止めと手すりをつける場合でも滑り止めと手すりで写真を分けます。）

指摘事例

- ・設置した滑り止めマットの上に泥よけや物がおいてある→滑り止めの必要性に疑義が生じます

4.引き戸等への扉の取替え

- ・ドアノブの変更は，表と裏の両面の変更がわかるように撮影してください。（扉を開いた状態を横から撮影して一枚で納めることも可。）
- ・扉の位置の変更で戸枠を外す場合など，事前に戸枠や敷居の様子がわかるように撮影してください。
- ・戸車の設置は，回収後に戸を設置した後では確認できない場合がありますので，戸の設置前，戸車取り付け前後に撮影するとわかりやすいです。

5.洋式便器等への便器の取り替え

- ・「便器の高さの変更」の場合，座面からの高さがわかるよう床からスケールを当てた写真を撮影してください。（施工前後の高さが比較できること。事前申請では商品カタログの添付があるとわかりやすいです。）

【領収書】の留意事項

領収書には、被保険者の負担すべき1割又は2割分を記載することになります。が、計算上1円未満の端数がある場合は、介護保険支給分が切り捨てになりますので、記載の際にご留意ください。

端数計算の例

工事費用 10,004 円、負担割合 1 割の場合

介護保険支給分：10,004 円 × 0.9 (9 割) = 9,003.6

⇒ 9,003 円 (1 円未満切り捨て)

被保険者負担分：10,004 - 9,003 円 = 1,001 円

また、受領委任払いを利用する方で、限度額を超えた場合は、領収書摘要欄に介護保険分自己負担額と限度額を超えた額の内訳を記したものがが必要です。

領収書記入例（受領委任払い）

（改修費が 26 万円、限度額の超過額が 6 万円だった場合）

領 収 書	
南九州代様	被保険者が施工作業者に支払う金額を記載 介護保険自己負担 1 割分 2 万円 + 超過額 6 万円
被保険者名をフルネームで記載	一金 80,000 円也
摘要欄	ただし、改修費 260,000 円
	改修費総額を記載
	介護保険分自己負担額 1 割 20,000 円
	限度額超過分 60,000 円
介護保険外改修費がある場合は『介護保険対象外分』と記載	令和 4 年 4 月 〇日
	南九州メディテック
	代表取締役 川辺 颯娃太郎
	南九州メディテック 代表取締役 印
	市へ届け出ている[受領委任払取扱事業者登録届]に押印した印鑑

9.Q & A

I. 全般的な項目

1. 対象となる住宅等

Q 1 【賃貸住宅退去時の改修費用について】

賃貸住宅の場合，退去時の原状回復のための費用は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 支給対象となりません。

Q 2 【賃貸アパートの共用部分について】

賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 賃貸アパート等の集合住宅の場合，一般的に，住宅改修は対象被保険者の専用の居室内に限られるものと考えますが，対象被保険者以外が利用しないことが明らかであれば，住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり，支給対象となります。ほかの住民の利用が想定される状況であれば，アパートの設備と考え，支給対象となりません。

Q 3 【分譲マンションの共用部分について】

分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 賃貸アパート等と同様，専用部分が一般的と考えますが，対象被保険者以外が利用しないことが明らかであれば，マンションの管理規程による管理組合からの承諾や他の区分所有者の同意を得て住宅改修を行うことは可能であり，支給対象となります。

ほかの住民の利用が想定される状況であれば，マンションの設備と考え，支給対象となりません。

Q 4 【敷地外通路について】

居宅の敷地外にある通路について，そこを通らなければ外出ができない場合は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 一般的に，住宅改修は対象被保険者の居宅敷地内に限られるものと考えますが，対象被保険者以外が利用しないことが明らかであれば，通路の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり，支給対象となります。ほかの住民の利用が想定される状況であれば，共用設備と考え，支給対象となりません。

Q 5 【ケアハウスにおける住宅改修について】

介護保険制度上、ケアハウスは「アパート」と同列の扱いとされていますが、ケアハウス入所者が要介護認定を受け、自らの希望により、入所しているケアハウスの住宅改修を行った場合(施設の運営主体は了解済)、給付対象となりますか。

(答) 軽費ホームの居宅部分(専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。)は、制度上、住宅改修は可能ですが、軽費老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、一般的には想定していません。ただし、高齢者の身体の状態により個別の対応(手すりの取付けなど)が必要と判断した場合には住宅改修費の支給対象となります。

Q 6 【有料老人ホーム入所者の住宅改修について】

介護保険法第7条第6項の規定によると、有料老人ホームの居室についても居宅に含まれることになっていますが、有料老人ホーム入所者が、自らの居室に手すりをつける場合、住宅改修の対象となると考えてよいですか。

(答) 有料老人ホームの居宅部分(専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。)は、制度上、住宅改修は可能ですが、有料老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、一般的には想定していません。ただし、高齢者の身体の状態により個別の対応(手すりの取付けなど)が必要と判断した場合には住宅改修費の支給対象となります。

Q 7 【一時的に身を寄せている住宅について】

要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、その住宅の住宅改修を介護保険で行うことができますか。

(答) 南九州市においては、主な生活の拠点として居住する住宅を対象としており、一時的な居住の場合は支給対象となりません。ただし、子の住宅に住民票が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。

Q 8 【帰宅時のための住宅改修について】

住民票を移していない入所施設から月に数回帰宅するための、住民票上の住所地にある住宅の改修は、住宅改修費の支給対象に該当しますか。

(答) 施設入所者の生活の拠点は施設にありますので、住民票上の住所地であっても支給対象となりません。なお、住宅改修は在宅サービスですので、施設サービス受給中には算定できません。

Q 9 【店舗部分の改修について】

個人で商店を営んでおり，昼間は居宅に併設された店舗にいる場合，店舗内に手すりや踏み台を設置する工事は住宅改修費の支給対象に該当しますか。

(答) 店舗内に設置する設備の費用は，営業用の経費と考えますので，支給対象となりません

Q 1 0 【隣接する家屋の改修について】

自宅ではほとんどの時間を過ごしているが，入浴や食事は隣接する娘の家で行っている場合，娘の家に改修を行うことは可能ですか。

(答) 本人が居住する家屋以外の家屋に対して行われる住宅改修の費用は，支給対象となりません。ただし，本人宅に浴室がないなど特殊な場合は介護保険係に相談ください。

2. 申請書類

Q 1 【領収証書について】

領収証書は、写しでもよいですか。

(答) 事後申請時に、その場で領収証書の原本を提示してください。提出された窓口でコピーをした後、領収証書原本はその場でお返しします。

Q 2 【承諾書について】

賃貸契約等の管理を不動産会社が委託されている場合、不動産会社からの承諾書で申請できますか。

(答) 不動産会社からではなく、所有者からの承諾書を得て申請を行ってください。

Q 3 【住宅の名義人が死亡している場合について】

改修する住宅の名義人が死亡している場合、住宅(土地)の所有者欄は誰の名前を書けばよいですか。また、承諾書は誰から受ければよいのですか。

(答) 実質的な所有者が被保険者の場合は、承諾書は提出不要です。住宅(土地)の所有者欄は被保険者名を記載してください。実質的な所有者がその他の同居家族の場合はその方の名前を記載し、承諾書をもらってください。

Q 4 【償還払いの振込口座について】

償還払いの申請を行う場合、支給申請書の口座振替依頼欄に、本人名義以外の口座を記載することはできますか。

(答) 基本的に本人名義の口座しか記載できません。本人名義の口座がない場合に限り、委任状を添付して本人家族の口座を記載します。関係のない第三者や、事業者の口座を記載することはできません。

Q 5 【書類の訂正について】

書類の訂正を行う際、修正液等の使用はできますか。

(答) 修正液等、記載を塗りつぶすものや、砂消しゴム等の記載をはぎ取るような訂正は認められません。書類を訂正する場合は、訂正箇所に消し線を入れてください。また、鉛筆や消せるボールペン等、書き換えができる筆記用具での記載はできません。

Q 6 【図面について】

図面については、改修する部分のみの図面でよいですか

(答) 図面は想定する動線の始点と終点ができるものを提出してください。例えば、2階に洗濯物を干すために階段に手すりを設置する場合は、階段部分だけでなく、洗濯場所がある1階と、物干場がある2階の図面も必要です。

Q 7 【写真について】

写真は白黒で印刷したものでもよいですか。また、A4の用紙に8枚程度印刷したものでもよいでしょうか。

(答) 写真は施工箇所の状態を確認するために提出していただくものです。白黒や小さい写真では状態が確認できない場合が想定されますので、A4の用紙にカラーで、L版程度の大きさのものを印刷してください。

Q 8 【工事の取下げについて】

事前申請を行った後で、住宅改修の計画が取りやめになった場合、どのような手続きを行うことになりますか。

(答) 南九州市においては事前申請の取下げに関する手続きはありませんが、事務処理上把握する必要があるので介護保険係へ御連絡ください。

3. その他

Q 1 【認定申請中の受領委任払いについて】

認定の申請中に住宅改修を行う場合、受領委任払いを利用することはできますか。

(答) 現在の認定期間内に結果が出る通常の更新申請で、現に有効な認定期間中に行う住宅改修は受領委任払いを利用できます。ただし、更新手続きが遅れるなどして更新認定結果が現認定期間内で出なかった場合、未認定の期間に行う住宅改修については、遡って非該当となる可能性があることから、Q 2と同様の取扱いとなります。

また、区分変更申請については、遡って非該当としないことになっていきますので、受領委任払いの利用は可能です。ただし、認定結果が確定してから住宅改修を給付決定しますので、事後申請も認定決定後の提出が望ましいです。

Q 2 【新規認定申請中の住宅改修について】

新規認定の申請中で、未だ判定結果が出ていない場合、住宅改修を行うことはできますか。

(答) 介護保険の住宅改修費は、有効な認定期間中に行った住宅改修の費用を給付対象とします。

新規認定申請を行い要介護又は要支援の判定が下りた場合、認定期間は認定申請日からとなります。よって、認定申請後に住宅改修の事前申請を行い、承認を得たうえであれば、住宅改修を行い、要介護又は要支援の判定が下りた後に住宅改修費の支給を申請することは可能です。

ただし、要介護又は要支援の判定が下りなかった場合、全額自己負担になるため、事前申請前に被保険者及び家族等に、その旨説明し、承諾を得て施工してください。このため、この際には償還払いでの手続きで進めるのが適切です。

Q 3 【入院(入所)中の住宅改修について】

現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定ですが、住宅改修を行うことはできますか。また、特別養護老人ホームを退所する場合はどうですか。

(答) 入院(入所)中は在宅サービスの利用はできないため、住宅改修費は支給されません。ただし、退院前に予め住宅を改修しておくことが必要な状況が考えられますので、住宅改修の事前申請を行い、承認を得たうえであれば、住民票上の住所地に住宅改修を行い、退院(退所)後に住宅改修費の支給を申請することは可能です。

ただし、退院(退所)できなかった場合、全額自己負担になるため、事前申請前に被保険者及び家族等に、その旨説明し、承諾を得て施工してください。

Q 4 【在宅要介護者が工事着工後に入院した場合について】

事前承認を受け、住宅改修に着工した要介護者が、着工後に容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合、住宅改修費の支給対象となりますか。

(答) 要介護者が入院するまでに、工事が完成し利用可能であった箇所が給付対象となります。なお、退院後に工事を再開した場合は支給対象となりますが、理由書等にかかれた状況から利用者に変化があり、住宅改修の内容を変更する場合は、変更内容によって変更申請か再度の申請が必要となりますので、介護保険係まで御連絡ください。

Q 5 【ショートステイ長期利用時の住宅改修について】

ショートステイを長期利用中で、月に1, 2日だけ自宅に戻る場合、介護保険での住宅改修は可能ですか。

(答) 介護保険での住宅改修は、在宅での生活を継続するための住環境整備を目的としています。施設等入所の目途が立っている等、在宅での生活を主体とする予定が無い場合は、給付対象として適正ではないと考えます。

Q 6 【住宅改修完了前に要介護者が死亡した場合について】

住宅改修において、着工時点においては在宅で生活されていたが、住宅改修完了前(又は保険給付申請前)に要介護者本人が死亡した場合、保険給付を受けることは可能ですか。

(答) 要介護者が死亡するまでに、工事が完成し利用可能であった箇所が給付対象となります。相続人名で支給申請を行ってください。

Q 7 【新築時の利用について】

住宅を新築する際に、介護保険の住宅改修は利用できますか。

(答) 新築や増築は、資産の形成にあたるので、給付対象なりません。

Q 8 【新築住宅の竣工日以降の改修工事について】

住宅の新築は住宅改修とは認められませんが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取付ける場合は、給付対象となりますか。

(答) 竣工日より前に手すりの必要性が判断された場合は、新築時に手すり設置を行うべきであり、給付対象と認められません。竣工日以降に、手すり設置の必要性が判断された場合は住宅改修費の支給対象となります。

Q 9 【家族が行う住宅改修について】

大工を営んでいる家族や同族家族(一族)に住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象となりますか。

(答) 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。この場合、材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外です。

Q 10 【蛇口のハンドルの交換について】

手の硬縮等により、蛇口のハンドル式水栓が回せなくなったため、レバー式水栓に交換する工事は給付対象となりますか。

(答) 対象となる住宅改修の種類に該当するものがないため、支給対象になりません。

Q 11 【1～3割負担の基準日について】

住宅改修費の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給されることになりますか。

(答) 工事完了日時点における負担割合を適用して支給することになります。

Ⅱ．住宅改修の種類

1. 手すりの取付け

Q 1 【手すりの取替え工事について】

以前、自費で設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを交換する工事は支給対象となりますか。また、破損して使用できない場合は対象となりますか。

(答) 単に老朽化したとの理由であれば認められません。破損して使用できない場合は、故意に破損した場合を除き給付対象となります。ただし、部材や施工の不良により破損した場合はその限りではありません。

Q 2 【手すりの位置の移動について】

本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置の移設が必要となった場合は支給対象となりますか。

(答) 移設費用は支給対象となります。

Q 3 【手すりの形状について】

手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(柵状のもの)もありますが、住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 握力がほとんどない場合や指の変形などによりしっかり握れない場合等、形状の選択に適切な理由がある場合は、支給対象となります。

Q 4 【付加機能つき手すりについて】

腰掛やペーパーホルダーが一体となった手すりは支給対象となりますか。

(答) 手すり部分のみ按分して支給対象とします。

Q 5 【転落防止のための柵つきの手すりについて】

階段において、手すりを設置しても、手すりとは階段の間から転落するおそれがあるので、柵つきの手すりを設置する場合は支給対象となりますか。

(答) 手すりの目的は転倒予防もしくは移動または移乗動作に役立てることであり、転落防止の柵は支給対象ではないため、手すり部分のみ按分して支給対象とします。

Q 6 【転落防止のための手すりの設置について】

通路の片側が崖になっており転落の恐れがあるため、柵の代わりとして手すりを設置する工事は支給対象となりますか。

(答) 手すりとしてではなく柵の機能を期待して設置する場合は、支給対象となりません。

なお、手すりに適した高さは、通常、転落防止の柵としては低すぎます。転落防止の柵として機能するには、利用者の重心が柵の上端を容易に越えない高さが必要です。

Q 7 【屋外の手すり設置について】

玄関から道路までの手すりの設置は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 支給対象となります。

Q 8 【道路に沿った敷地内の手すりの設置について】

門を出て公道に沿った敷地内の壁に手すりを設置した場合、支給対象となりますか。なお、実際に歩くのは市道であり、手すりは敷地内に傾いたコンクリートの壁に取り付けられているので、市道の境界からはみ出ていません。

(答) 道路関連法令に抵触しなければ支給対象となります。

Q 9 【道路敷地、水路上空への手すりの設置】

自宅敷地内に入るため道路敷地や水路を横断する通路を通る必要がある場合に、通路部分への手すりの設置は支給対象となりますか。

(答) 道路や水路の管理者から承諾を得られる場合のみ、支給対象となります。

申請時に管理者の承諾書や許可証の写しを添付してください。承諾取得の手続きについては、各管理者に問い合わせてください。(→関連項目 I-1. Q 4)

Q 10 【取り付け金具の間隔について】

手すりを設置する際に取り付け金具について、メーカーの施工基準より広い間隔で取り付けた場合はどれくらいまで許容されますか。

(答) メーカーの施工基準より広い間隔で金具を取り付けた場合は給付対象となりません。

2. 段差の解消

Q 1 【屋外の段差の解消について】

玄関から道路までの通路の段差を緩やかにする工事は、支給対象となりますか。

(答) 玄関にスロープを設置する場合と同様に、段差の解消として住宅改修の支給対象となります。ただし、必要以上の幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とします。

Q 2 【玄関以外へのスロープの設置について】

居室から屋外へ出るため、玄関ではなく掃き出し窓等にスロープを設置する工事は支給対象となりますか。

(答) 玄関にスロープを設置する場合と同様に、段差の解消として住宅改修の対象となります。ただし、必要以上の幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とします。

Q 3 【上がり框の段差緩和工事について】

上がり框の段差の緩和のため、踏み台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となりますか。

(答) 踏み台を家屋に設置する工事や上がり框を2段にする工事は、段差の解消として住宅改修の支給対象となります。ただし、必要以上の幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とします。

Q 4 【浴室の段差解消工事について】

床段差を解消するため浴室用にすのこを製作し、設置する場合は支給対象となりますか。

(答) 入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、置くだけであれば、住宅改修ではなく特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q 5 【浴槽の段差解消について】

浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の深さ、浴槽縁の高さ等を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」に該当しますか。

(答) 浴槽の縁も「段差」に含まれます。

Q 6 【車を寄せるための段差解消について】

車椅子の利用者について、送迎の車両をできるだけ玄関に近づけるため、車両乗り入れの支障となる段差をスロープに改修したいのですが、支給の対象となりますか。

(答) 車を乗り入れるための改修は支給対象とはなりません。

Q 7 【昇降機等の設置について】

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象ではありません。

なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

Q 8 【昇降機設置のための犬走り撤去について】

掃出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討していますが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となります。撤去に要する費用は床段差を解消するために必要な住宅改修として給付対象になりますか。

(答) 昇降機の設置は住宅改修の給付対象ではないことから、その付帯工事である犬走りの撤去工事も給付対象とはなりません。

Q 9 【段差解消に伴う付帯工事について】

脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行いました。浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事となりますか。

①水栓蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓蛇口の位置を変更。

②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事

③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事

(答) ①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象となります。

Q 10 【階段の新設について】

急こう配の通路に階段を新設する工事は、支給対象となりますか。

(答) 対象被保険者の身体状況に適した改修であれば、支給対象となります。

3. 滑り防止、移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更

Q 1 【通路面の材料の変更について】

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となりますか。

(答)例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。

Q 2 【床材の表面加工について】

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となりますか。

(答)いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。

Q 3 【すべり止め材の設置について】

滑りの防止を図るため、階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付けたり、カーペットを貼ったりする場合は支給対象となりますか。

(答)簡易に取り外せないよう、家屋に接着剤等で固定する場合は、住宅改修の支給対象となります。

Q 4 【浴室内の床材の変更について】

滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更に「浴室において床材の滑りにくいものへの変更」とあります。これについて、滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと(床面への接着はしない)も対象となりますか。それとも、入浴補助用具として福祉用具購入費の支給の対象となりますか。

(答)マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修にも特定福祉用具の購入にも該当しません。

Q 5 【廊下の床の取替えについて】

廊下の床の取替えについては、「滑り防止、移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更」に該当すると思われますが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象となりますか。

(答)単なる老朽化や物理的、科学的な磨耗、消耗であれば支給対象と認められません。

Q 6 【腐食した床材について】

廊下の床材が腐食して通行に支障が生じている場合は、床材変更の対象となりますか。

(答)床材の腐食や破損に対しては、身体状況に関係なく、家屋としての機能を維持するために修繕を行う必要があると考えますので、給付対象となりません。

Q 7 【浴槽内の滑り止めについて】

滑り止めシートを浴槽の縁や底に貼ることは、住宅改修費の支給対象となりますか。

(答)浴槽の縁や底は、床や通路ではないため、支給対象となりません。

Q 8 【滑り止め塗料の塗布について】

滑り止め塗料の塗布は、床材変更として支給対象となりますか。

(答)塗料による工法も対象となりますが、耐久性や効果について、十分に検討してください。

Q 9 【滑り止め剤の塗布について】

石やタイル等に薬品を塗布することで微細な穴が開き、表面張力により滑りにくくするという工法は、床材変更として支給対象となりますか。

(答)薬剤の塗布による工法も対象となりますが、耐久性や効果、メンテナンス性について、十分に検討してください。

Q 10 【クッション性がある床材について】

身体的状況から転倒が予想される箇所について、転倒した際の怪我を防ぐため、クッション性がある床材に取り替える改修は支給対象となりますか。

(答)転倒した際に怪我を防ぐという目的だけであれば、支給対象の理由になりません。

4. 引き戸等への扉の取替え

Q 1 【扉の取替えについて】

門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 身体的状況から必要であれば引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。

Q 2 【扉の吊元の変更について】

扉そのものは取替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 扉そのものを取替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q 3 【重い引き戸の取替え工事について】

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 既存の引き戸が重く、身体状況のため開閉が容易でなくなったという場合で、扉そのものを取り替える必要性があれば、支給対象となります。既存の引き戸が古くなったから新しいものに取替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

Q 4 【扉の位置変更について】

車いす利用者が、扉を1人で閉められないために、扉の幅を広げ位置をずらすことは住宅改修の対象となりますか。引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能ですか。

(答) 身体状況から必要な住宅改修であれば可能です。

Q 5 【ドアの取外しについて】

車いすで通行するために、台所の入口の扉を取り除く工事費について住宅改修費を算定してもよいですか。

(答) 身体状況から、扉を取り除く必要がある場合に限り該当します。

ただし、身体状況に基づき工事が必要な理由を詳しく記載し提出してください。

Q 6 【住宅改修の際不要となった扉等の撤去費用及び処分費用について】

住宅改修の際不要となった扉等の撤去費用及び処分費用は支給対象になりますか。

(答) これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」の工事を行う際に付帯する行為であることから支給対象になります。

Q 7 【クローザーシステムの設置費用について】

引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は、支給の対象とならないとありますが、動力を使わず扉が閉まるクローザーシステムを設置した場合は支給対象となりますか。

(答) 引き戸等への扉の取替えに合わせて設置した場合は、支給対象となります。

Q 8 【取手の新設について】

窪んだ溝に指をかけて開ける引き戸について、リウマチ等により指が変形したため開閉に支障が生じている場合、取手を取り付ける改修は支給対象となりますか。

(答) 支給対象となります。

Q 9 【扉位置の変更の際の壁造作について】

動線を短縮する必要がある扉の位置を変更した際、元の扉位置を塞ぐ工事は支給対象となりますか。

(答) 扉位置の変更の付帯工事として支給対象となります。

Q 10 【明かりを取るための扉の変更について】

利用者が寝室からトイレへ行く途中、昼間でも廊下が暗く移動に支障があるため、廊下に面した居間の扉を、ガラスをはめた扉に取り替え明るさを確保したい。この場合、扉の取替えとして支給対象となりますか。

(答) 扉の利用に支障が生じているのではないため、支給対象となりません。

5. 洋式便器等への便器の取り替え

Q 1 【便器の取替えに伴い認められる水洗化の工事の範囲について】

便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」は認められていません。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われそうですが、認められない工事の範囲とは、①浄化槽設置工事、②公共下水道に接続する枡からトイレまでの排水管工事を指しますか。

(答) 非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取替える場合において、便器本体の工事とともに水洗化の工事が行われる場合ですが、「便器の取替えに伴う給排水設備工事」としては、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変える際の給排水管へ便器を接続する部分の工事を想定しているため、①②の工事は含みません。

Q 2 【洋式便器の改修工事について】

リウマチ等で膝が十分に曲がらない場合や、便座からの立ち上がりが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを変更するための、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となりますか。

- ①洋式便器の下部を嵩上げする工事
- ②便座の高さが異なる洋式便器に取替える場合
- ③補高便座を用いて座高の高さを高くする場合

(答) ①は、支給対象となります。

②は、他に方法がない場合に限り、支給対象となります。

③は、住宅改修ではなく、特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q 3 【和式便器の腰掛式への変更について】

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当しますか。

(答) 置く、又は、はめ込むだけであれば腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。工事により床等に固定設置する場合は、住宅改修費の支給対象となります。

Q 4 【洋式便器への便器取替え工事について】

和式便器から、洗浄機器等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 和式便器から洋式便器への取替え工事を行う際に、洗浄機器が付加された一体型便器(便座と便器の型番が分かれていないもの)を選択し、取付ける場合は、住宅改修の支給対象となります。

Q 5 【既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について】

既存の洋式便器の便座から暖房便座，洗浄機器等が付加された便座に取替える場合，住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは，しゃがみ込みや立ち上がりが困難な場合等を想定しているためです。暖房便座，洗浄機器等のみを目的として，これらの機能が付加された便座に取替える場合は住宅改修の支給対象となりません。

Q 6 【洋式便器への取替えを行った場合の付帯工事について】

男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合，個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については，住宅改修告示第6号の「付帯して必要となる住宅改修」に該当しますか。

(答) 便器の取替えに伴い必要となる仕切り壁の撤去は付帯工事として住宅改修の対象となります。なお，単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しません。

Q 7 【洋式トイレの向きを変える場合の取扱い】

障害に適応するように現に使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合の工事費用は給付の対象になりますか。

(答) 「洋式便器等への便器の取替え」として対象となります。

Q 8 【既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する場合について】

既存の和式トイレを改修するのではなく，居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は，支給対象となりますか。

なお，既存のトイレは，家族がそのまま使用します。

(答) 洋式便器への取替えではなく，トイレの新設であるため，支給対象となりません。

Q 9 【トイレ内の段差の撤去について】

トイレ内に段差が有る汽車式便器を洋式便器に変更する際必要になる段差の撤去は，便器の変更の付帯工事となりますか。

(答) 単に洋式便器設置の支障になる場合は，便器取替えの付帯工事となります。身体状況から段差を昇降することに支障がある場合は，段差解消になります。

Q 1 0 【男性用小便器の取替えについて】

もともと大便器と小便器の2つの便器が設置されており、大便器はすでに妻の身体状況に合わせて洋式便器に取り替えていたが、夫が大柄なため洋式便器が低すぎて膝に負担がかかり膝の状態が悪化している。補高便座を設置すると妻の利用に支障があるため、小便器を夫の身体状況に合わせた洋式便器に取り替えることは給付対象となりますか。

(答) 単なる使い分けでなく、身体的状況から必要な場合は、小便器を洋式便器に取り替える工事も給付対象となります。